

【令和3.4.19 全員協議会】

こども未来部 子育て応援課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親の子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する。

2 支給対象者

(1) 低所得のひとり親世帯

① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者〈申請不要〉

(推計) 児童扶養手当の受給者 541世帯 子ども812人

② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者〈要申請〉 (児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。)

(推計) 30世帯 子ども50人

③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者〈要申請〉

(推計) 60世帯 子ども90人

(2) 上記以外の住民税非課税の子育て世帯(ふたり親)〈要申請〉

(推計) 280世帯 子ども450人

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

(障害児の場合は20歳未満)

3 支給額 児童1人当たり5万円

4 スケジュール(案)

4月28日(水) (1)の①の児童扶養手当受給者へ支給(予定)

5月～ (1)の②③の申請受付、随時支給(令和2年度に支給した「ひとり親世帯臨時特別給付金」と同様、月2回振込予定)

※2の(1)の②③については、広報しまだ・市ホームページ・市LINE等で周知する。また、令和2年度に支給したひとり親世帯臨時特別給付金支給者に案内通知を送付予定。

※2の(2)の住民税非課税の子育て世帯については、現在具体的な内容が示されていないため未定。内容が示され次第、要綱改正と広報しまだ・市ホームページ・市LINE等による周知をし、速やかに受付の開始及び支給ができるようにする。

5 補正予算額（案） 75,269 千円 ※全額国庫負担

給付金	(1)ひとり親世帯 (631世帯 児童952人) 〈内訳〉	47,600 千円
	① 児童扶養手当受給者 541世帯 812人	
	② 公的年金等受給者 30世帯 50人	
	③ 家計急変者 60世帯 90人	
	(2)住民税非課税の世帯 (280世帯 児童450人)	22,500 千円
	小 計	70,100 千円
事務費	人件費（時間外手当、会計年度任用職員報酬等）	1,558 千円
	消耗品費（用紙、封筒等）	54 千円
	役務費（郵送料、振込手数料等）	257 千円
	システム改修費	3,300 千円
	小 計	5,169 千円
	合 計	75,269 千円